

新条文	旧条文
<p>託会員」という。)の委託に係る建玉を他の受託会員(以下この条において「移管先受託会員」という。)へ移管を行わせることとなったときは、その旨を委託者へ通知しなければならない。</p> <p>(1) 移管元受託会員と移管先受託会員との間で、すべての委託に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について移管元受託会員の委託者から同意を得るとともに当該契約について本所に対し当該双方の受託会員から届け出されている場合</p> <p>(2) 移管元受託会員、当該移管元受託会員の委託者及び移管先受託会員との間で、当該委託者に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について本所に対し当該双方の受託会員から届け出されている場合</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、清算機構に預託していた当該委託者の取引証拠金(直接預託に限る。)は、移管先受託会員を代理人として清算機構に預託したものとみなす。</p> <p>4 (現行どおり)</p>	<p>託会員」という。)の委託に係る建玉を他の受託会員(以下この条において「移管先受託会員」という。)へ移管を行わせることとなったときは、その旨を委託者へ通知しなければならない。</p> <p>(1) 移管元受託会員と移管先受託会員との間で、<u>本所の定款に基づき違約者となったことにより取引停止処分を受けた場合等(以下「取引停止等」という。)</u>において、すべての委託に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について移管元受託会員の委託者から同意を得るとともに当該契約について本所に対し当該双方の受託会員から届け出されている場合</p> <p>(2) 移管元受託会員、当該移管元受託会員の委託者及び移管先受託会員との間で、<u>取引停止等において、</u>当該委託者に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について本所に対し当該双方の受託会員から届け出されている場合</p> <p>2 前項の建玉の移管が行われることとなったときは、委託者は、移管先受託会員へ第4条に基づく書面を差し入れるものとする。ただし、現に当該移管先受託会員に当該書面を差し入れている場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、清算機構に預託していた当該委託者の取引証拠金は、移管先受託会員を代理人として清算機構に預託したものとみなす。</p> <p>4 受託会員又は取次者は、次の各号に該当し、かつ、あらかじめ本所の承認を受けた場合は、本所の定款に基づき当該受託会員の委託に係る建玉を取次者の取次ぎに係る建玉として他の受託会員へ、当該取次者の取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として当該受託会員となる者へ、又は本所が必要と認める場合には当該建玉をその認められた者へ引継ぐことができる。</p>

新条文	旧条文
<p>5 前項第1号の規定に基づき建玉の引継ぎが行われたときは、清算機構に預託していた当該委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該取次者及び引継ぎ先受託会員を代理人として、前項第2号の規定に基づき建玉の引継ぎが行われたときは、清算機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該受託会員となった者を代理人として、その他本所が必要と認める場合にはその認めた者を代理人として清算機構に預託したものとしてみなす。</p> <p>6 本条の規定により建玉の移管又は引継ぎが行われたときは、当該委託者又は当該取次委託者は、この準則その他本所又は清算機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託会員、当該引継ぎ先受託会員、本所又は清算機構に対して異議を申し立てることができない。</p>	<p>受託会員が他の受託会員の取次者となる時</p> <p>当該受託会員が取次者となることについて、委託者から、あらかじめ当該変更に係る同意を受けている場合であって、かつ、委託に係る建玉を取次ぎに係る建玉として引継ぐ合意について本所に対し当該受託会員及び取次ぎ先受託会員の双方から届け出されている場合</p> <p>他の受託会員の取次者が受託会員となる時</p> <p>当該取次者が受託会員となることについて、取次委託者から、あらかじめ当該変更に係る同意を受けている場合であって、かつ、取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として引継ぐ合意について本所に対し当該取次者及び当該取次者の取次ぎ先受託会員の双方から届け出されている場合。</p> <p>5 前項第1号の規定に基づき建玉の引継ぎが行われたときは、清算機構に預託していた当該委託者の取引証拠金は、当該取次者及び引継ぎ先受託会員を代理人として、前項第2号の規定に基づき建玉の引継ぎが行われたときは、清算機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金は、当該受託会員となった者を代理人として、その他本所が必要と認める場合にはその認めた者を代理人として清算機構に預託したものとしてみなす。</p> <p>6 本条の規定により建玉の移管又は引継ぎが行われたときは、当該委託者又は当該取次委託者はこの準則その他本所又は清算機構の定める規則に基づき行われる取扱いにより、当該委託者又は当該取次委託者が損害を被った場合であっても、当該移管先受託会員、当該引継ぎ先受託会員、本所又は清算機構に対してその損害賠償は請求できないものとする。</p>

